

自転車検査マニュアル

制定 昭和56年 5月 1日
改正 平成 7年 1月10日
改正 平成13年12月 1日
改正 2004 年10月15日
改正 2005 年10月 3日
改正 2008 年12月 1日
改正 2009 年 3月 5日
改正 2009 年 3月26日
改正 2009 年 6月15日
改正 2010 年12月16日
改正 2013 年 7月16日
改正 2015 年10月20日

一般財団法人 製品安全協会

(検査マニュアルの目的)

この検査マニュアルは、一般財団法人製品安全協会の定める「自転車の認定基準及び基準確認方法」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、疑義が生じたときには、当該関係者、製品安全協会、委託検査機関又は必要に応じて専門部会に属する専門委員等の関係者によって検討するものとする。

以下、各項目に分けて検査マニュアルを定める。

2. 適用範囲

自転車は、日本工業規格D9301(2010)一般用自転車表1、幼児車にあつては、日本工業規格D9302(2008)幼児用自転車表1に示される部品で構成し、車種に応じて選択して組み合わせるものとする。

車種の定義及び諸元については以下の通りとする。

<車種の定義>

- 一般用自転車：一般道路において、日常の交通手段、スポーツ、レジャーなどに供される1人乗り用の自転車。フレーム折り畳み機構があるものを含む。
- スポーツ車：各種サイクルスポーツ用、ツーリング用、レジャー用として、それぞれの使用目的に適するように意図して設計された自転車でチェンジギア装置を備えたもの。
なお、一般道路での使用を意図したマウンテンバイク類形車はスポーツ車又は子供車に含める。
- シティ車：主に日常の交通手段、レジャーに供される短中距離、低中速走行用の自転車。
- コンパクト車：室内での保管、自動車トランク等への収納、交通機関への持込を念頭に設計された自転車で、車輪の呼び径20以下であるもの。フレーム折り畳み機構があるものを含む。
- 実用車：日常業務における交通手段、運搬手段に供する短中距離、低速走行用の自転車。

子供車 : 主に児童が日常の遊戯、交通手段に用いる自転車の総称。

幼児用自転車 : 学齢前の幼児が日常の遊戯に用いる自転車。

三輪自転車 : 車輪が三つある1人乗り用の自転車で、道路交通法施行規則に定める車体の大きさ(長さ190cm、幅60cm)を超えないもの。

< 諸元 >

分類	一般用自転車					幼児用自転車
	スポーツ車	シティ車	実用車	コンパクト車	子供車	幼児車
サドル最大高さ A mm	635<A≤1100	750<A≤1100	750<A≤1100	635<A≤1100	635<A≤880	435<A≤635
自転車の長さ B mm	B≤1900	B≤1900	B≤1900	B≤1600	B≤1900	950~1350
自転車の幅 C mm	C≤600	C≤600	C≤600	C≤600	C≤600	350~550
車輪径の呼び D	20≤D≤28	20≤D≤28	20≤D≤28	D≤20	D≤24	D≤18

「コンパクト車」の強度等にかかる規定は、用途に応じて、スポーツ車(マウンテンバイク類形車を含む。)又はシティ車の規定を適用することとする。

セミダイヤモンド形フレームのもので「スポーツ車」もしくは「シティ車」のいずれに該当するかは、車種の定義及び諸元に記載の要素を勘案の上、これを区分する。

3. 安全性品質

各車種が適用を受ける基準項目については、基準に参考資料として表を添付する。

各基準項目が引用する J I S 規格については、基準に参考資料として表を添付する。

1. (1) 基準

次の部位は、「身体に危害を及ぼすおそれのある」部位に含まれないものとする。

- ア アウタギヤ板及びインナギヤ板の裏側
- イ どろよけの先端部分を除く裏面
- ウ 半面ケース及び半ケースの裏側
- エ スポークプロテクタ(図1参照)の縁部分

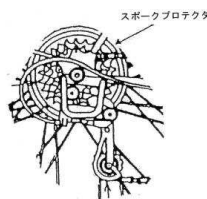


図1 スポークプロテクタ

1. (2) 基準

「身体が触れるおそれのある露出した突起」であるか否かについての疑義がある場合は、次に示した方法で確認する。

- ア 一般車等については、図2に示した突起物試験円筒の中央部の75mmの範囲に接触し得るものを「身体が触れるおそれのある露出した突起」と判定する。

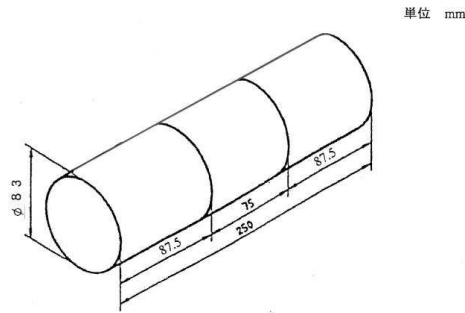


図2 突起物試験円筒(一般車用)

イ 幼児車については、図3に示した突起物試験円筒の中央部の50mmの範囲に接触し得るものを「身体が触れるおそれのある露出した突起」と判定する。

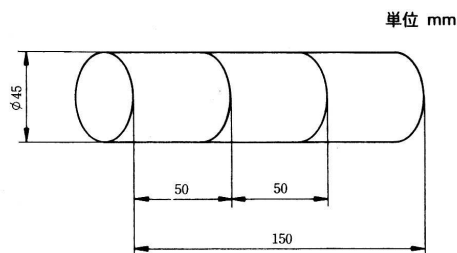


図3 突起物試験円筒(幼児車用)

2-1(1) 基準確認方法

「スケール等」とは、2mまで測定可能で精度1mm以上の性能を有する鋼製直尺又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

2-1(2) 基準

「十分な固定力が得られる長さ」とは、ナット等のめねじのある部分の長さをいい、それ以上、はめ合わされていることをいう。

ただし、保護キャップ用に使われる袋ナットについては、この限りでない。

また、どろよけを有しないものは、どろよけをフレームに取り付けるねじについて、適用外とする。

2-1(3) 基準

ア 「操作上必要な長さ」とは、ハンドルを最低左右60° 操だしてもワイヤ受部で曲がるほど引っ張られたり、フロントバスケット、ヘッドランプ、フロントキャリアに引っ掛かりハンドル操作が不円滑にならない長さをいう。

イ 「著しいたるみ」とは、ペダル周辺のたるみが著しく走行中のハンドル操作の際に乗員の足に引掛かったりするおそれがあるほどのたるみをいう。

ウ 「ワイヤキャップ等」には、チューブ式を含む。

2-1(3) 基準確認方法

ア キャップ等の20Nの離脱力の測定は、図4に示すようなフック治具を用いて行う。

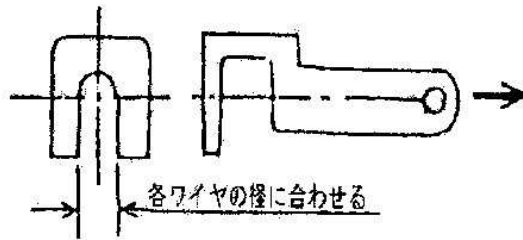


図4 離脱力測定用フック治具

イ 測定は、精度1N以上の性能を有するプッシュプルゲージ又はこれと同等以上の性能を有するものを用いて行う。(22.(4)基準確認方法の項目に関しても準用する。)

2-2(3) 基準確認方法

「スケール等」とは、精度0.1mm以上の性能を有するノギス又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

2-3(1) 基準確認方法

ア 図5に示すように前車輪を約20cm程度持ち上げ落下させ、操縦部に著しいがたつきが生じないことを確認する。

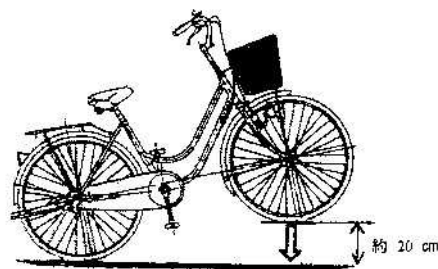


図5 操縦部の確認方法

イ ハンドルポストの軸受がボールレス式の幼児車にあつては、図6に示すように100Nの力を前後方向に加えて測定した時、前輪車軸と後輪車軸との間隔の最大値と最小値の差が著しくないことを確認する。

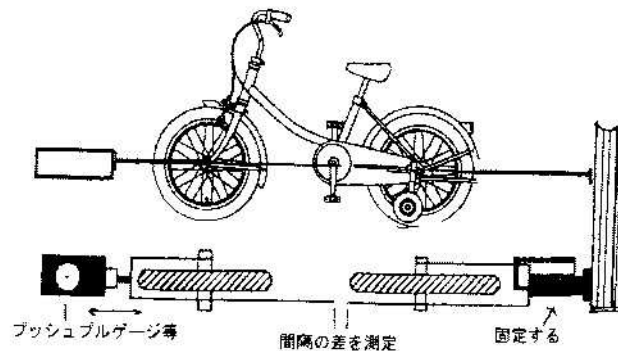


図6 操縦回転部の円滑性

2-3(2) 基準確認方法

前車輪軸にかかる質量の測定は、図7に示すように精度1kg以上の性能を有するロードセルを用いて行うか又はこれと同等以上の精度が得られる方法による。

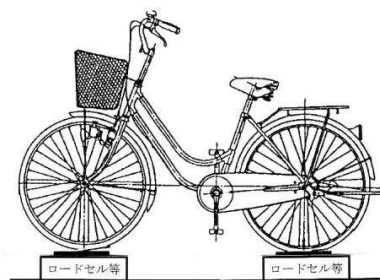


図7 質量分布測定方法

2-3(4) 基準

ハンドルステムは、図8に示すようにポスト(軸)とステム(延長部分)に分離する構造、又はステムだけの構造で、ホークステムを外側からクランプする構造のものであってもよい。

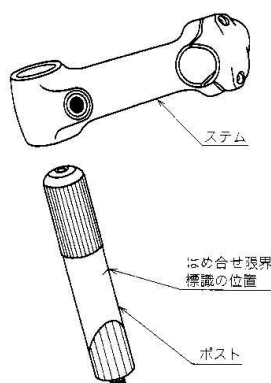


図8 ハンドルステムの例

2-3(6) 基準確認方法

「巻尺等」とは、精度1mm以上の性能を有する巻尺又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

2-3(9) 基準確認方法

シートポストにジャバラ(図9参照)等があるものは、外して測定する。

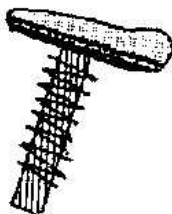


図9 シートポスト用ジャバラ

2-5(4) 基準確認方法

ペダル接地角(図10参照)の確認は、自転車を使用状態にし水平、平坦な床面に垂直に立て、フレーム立パイプもしくはキャリヤ上にレベル分度器を置き、ペダルを最下位にして踏面を床面と平行にした状態からそのまま最下位にしたペダル側に車体を規定の角度傾けたとき、タイヤを除く各部が床面に接触しないことを確認することにより行う。

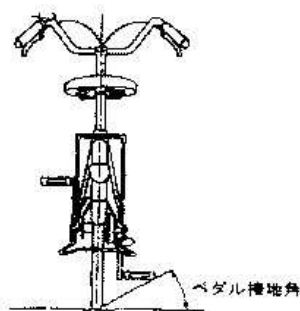


図10 ペダル設置角

2-5(5) 基準確認方法

トウクリアランスの確認は、図11に示すように、ハンドルとギヤクランクを相互に回してペダルと前車輪のタイヤ又は前どろよけとが最も接近したとき、ペダル踏面の中心から自転車の縦軸と平行な前方向に前車輪のタイヤ又は前どろよけの描く円弧との間隔をスケール等により測定することにより確認する。

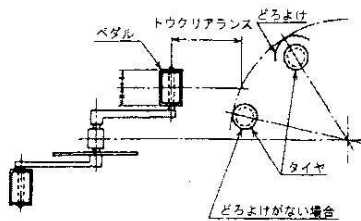


図11 トウクリアランス

2-5(6) 基準確認方法

チェンジギヤ装置について、前後の各段を一段ずつゆっくり動かしたとき、チェーン掛け替えが円滑に行われ、当該位置でギヤとチェーンとのかみ合わせが確実であること。

2-6(2) 基準

「サドル座面中央部」とは、図12に示す位置とする。

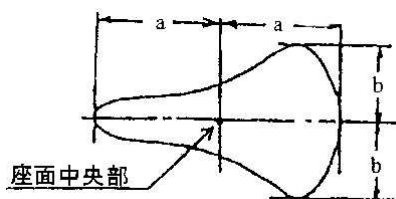


図12 サドル座面中央部

2-6(2) 基準確認方法

サドル座面中央部からの高さとは図13のhをいう。

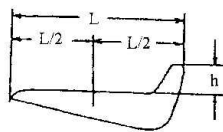


図13 サドルの高さ

2-7(1) 基準

チェーン駆動等とは、チェーン駆動のほか、歯付きベルト駆動のものを含む。
かみ合い開始点とは、図14に示す位置をいう。

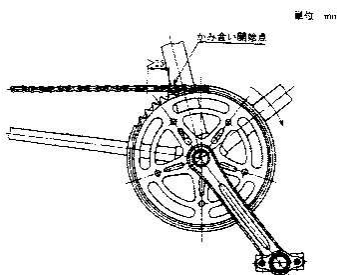


図14 チェーンとギヤ板のかみ合い開始点

2-9. (2) 基準

錠を備えるものにあつて適用する項目であり、その場合はa)～d)の内容を満足すること。

9. 基準

車輪の呼びが20以下のものであつて、かつ、スポーク張力計で測定困難な場合にあつては、本項の試験を省略してよい。

10. (1) 基準

「車輪体」とは、車輪からタイヤ、チューブ及びリムテープを除いたものをいう。
(10. (3)の認定基準の項目に関しても準用する。)

11. 基準

ハブ軸にステップナット又はこれに類する突出部がないこと。

11. (1) 基準確認方法

「計測器等」とは、0.5N・m以上の目盛り精度を有するトルクレンチ又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

11. (2) 基準確認方法

ア 「計測器等」とは、3000Nまで測定可能で、精度10N以上の性能を有するトルクレンチ又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

(11. (4)の基準確認方法の項目に関しても準用する.)

イ 力を加える方向は、図15に示すようにツメ軸方向とする。

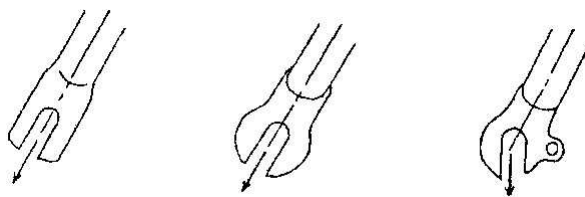


図15 力を加える方向(前ハブ軸)

11. (4) 基準確認方法

力を加える方向は、図16に示すようにツメ軸方向とする。

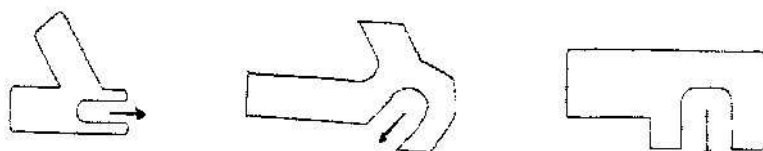


図16 力を加える方法(後ハブ軸)

11. (5) 基準

「二次的な車輪保持具」とは、万一、クイックリリースハブのカムレバーなどの車輪保持具が緩んでも脱輪しないように車輪を前ホークに固定する二次的な保持具をいい、車輪を保持する構造を含むものとする。

12. 基準

クイックリリース装置を有するものにあつて適用する項目。

14. (5) 基準確認方法

「ペダル体がクランクから抜けにくいこと」とは、その様相として、クランクに装着した位置からペダル体が引き抜き方向にずれを生じないことも含む。

16. 基準

歯付きベルト駆動を有するものにあつて適用する項目。

19. (3) 基準

「±20%の限界直線」とは、回帰直線を $y=a+bx$ としたとき、 $y=0.8(a+bx)$ と $y=1.2(a+bx)$ をいう。

23. (3)a)④ 基準

「夜間前方から自動車のヘッドライトなどの光に反射して容易に存在を確認できる反射体など」とは、 10cm^2 以上の反射面を有する再帰性反射体を指し、暗い場所で光を照

射して目視により確認するものとする。

なお、反射材の反射性能は、JIS Z9117-1984(保安用反射シート及びテープ)の規定を満足するものであることが望ましい。

24. 基準

後形幼児座席を取り付けられる自転車のリアキャリアは、クラス25又はクラス27のものに限る。

25. (1) 基準

ア 「該当する日本工業規格に定める品質と同等以上の品質を有するもの」であるかの確認については、申請者が自ら該当する日本工業規格に規定される全ての項目に適合していることを確認することとする(第三者検査機関への依頼試験結果、部品製造業者等から提出された試験成績書等の確認を含む。)

型式確認(型式更新を含む。)を申請する際には、別表に示した部品別試験項目一覧表(3.安全性品質の4、6、14、15、16、17、18、22、23(2)及び25(3)を含む。)に示した該当する日本工業規格等の各項目に適合していることを立証する書面を添付することとする。

イ アルミ合金製のリムにあっては、製造事業者の図面を提出させ、実測寸法がその寸法規定内であること。かつ、タイヤ及びチューブとリムのはめ合いが確実であること。リム強度を考慮して断面積を増す等の補強措置が施されていること。

ウ 幼児2人同乗用自転車等で前輪(小径)、後輪(大径)と車輪の径が異なる場合、同一メーカーの同一型式番号のタイヤ及びタイヤ用チューブの場合であることを前提に、前輪あるいは後輪のいずれか任意の径での確認(試験)で可とする。

25. (1) 基準確認方法

日本工業規格が定められている部品の品質の確認は、次のいずれか一の方法による。

なお、ウ、エ及びオの証明書が添付されている場合には、その内容が適正であるかを確認すること。

ア 部品にJISマークの表示のあることを確認する。

なお、部品の単位包装に表示があるものを含む。

イ 部品に(一財)日本車両検査協会の認めたVIAマークの表示のあることを確認する。なお、部品の単位包装に表示があるものを含む。

ウ 当該部品に係る工業標準化法第19条第1項の規定により当該部品にJISマークを付することができる製造業者が発行する成績書(当該工場で生産された同一構造の部品にかかる発行後4年以内のもの又は当該ロットのもの)により確認する。

ただし、当該工場で試験していない項目については、第三者検査機関の証明書(同一工場で生産された同一構造の部品にかかる発行後4年以内のもの又は当該ロットのもの)の添付がなされていること。

エ 当該自転車に係る工業標準化法第19条第1項の規定により当該自転車にJISマークを付することができる製造業者が発行する成績書(当該工場で生産された同一構造の部品にかかる発行後4年以内のもの又は当該ロットのもの)により確認する。

ただし、当該工場で試験していない項目については、第三者検査機関の証明書

(同一工場で生産された同一構造の部品にかかる発行後4年以内のもの又は当該ロットのもの)の添付がなされていること。

オ 同一工場で生産された同一構造の部品にかかる第三者検査機関発行の成績書(発行後4年以内のもの又は当該ロットのもの)により確認する。

注) 型式(更新)申請時に添付する「同一工場で生産された同一構造の部品の成績書又は証明書」とは、当該申請事業者が製造する当該型式区分内に使用されている部品に関するものであれば、必ずしも型式(更新)試験に提供される車種に使用される部品のものであることを要しない。

25. (2) 基準確認方法

「幼児座席にはSGマークが貼り付けられていること」には、SGマークを印刷、刻印、浮き出しにより表示しているものを含む。

25. (3) (b) 基準確認方法

申請者において不含有確認をし、その結果の証明書を添付すること。又は申請者が添付する材料メーカー等が実施した試験結果ないしは第三者検査機関発行の証明書(同一工場で生産された同一組成の材料にかかる発行後4年以内のもの又は当該ロットにかかるもの)が添付され、かつ、その内容が適正であると判断される場合には、当該試験を省略することができる。

26. 基準

「前車輪の左右に確実に取り付けることのできる異物の挟み込みを防止するための防護装置」とは、原則として以下に適合するものであること。

(a) タイヤ空気圧を表示空気圧(範囲が示されている場合には、その最大値)に調整した状態で、少なくとも、前ホークと前どろよけで囲まれる前ホーク後方の範囲で、かつ、前車輪接地面から370mmを超える範囲(前ハブ軸の中心から半径120mm以内の範囲を除く。)を覆うものであること。

(b) (a)で定める範囲においては、直径40mmの円筒が通過しない形状(部材間の寸法)であること。

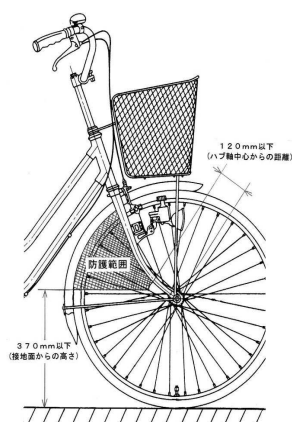


図17 前車輪防護装置

なお、上述の規定により難い防護装置であって、客観的なデータ等を添えて申請者か

ら当該自転車の構造等を考慮して前車輪への異物の挟み込みを適正に防止できる構造の防護装置である旨の申し出があった場合には、一般財団法人製品安全協会と協議するものとする。

試験の省略

型式確認(型式更新を含む。)の申請に際して、自転車にかかる業務委託検査機関(海外を含む。)又は工業標準化法に基づき登録された自転車分野の認証機関若しくは試験事業者が発行した証明書(同一工場で生産された同一構造にかかる発行後4年以内のもの)が添付され、その内容が適正と判断される場合には、当該試験を省略することができる。

4. 表示及び取扱説明書

1. (1) 基準

ア 完成車又はこれに近い状態で出荷するものにあつては、申請者の名称及びその略号の表示には、組立整備を行った自転車技士記号又は自転車組立整備士記号の表示を含む。

イ 前号以外の状態で出荷するものにあつては、組立業者等に対して組立後に自転車技士記号又は自転車組立整備士記号を本体に表示すべき旨の指示がなされていること。
なお、この指示は、次号に述べる組立要領に記載することによって代えることができる。

ウ ア号以外の状態で出荷するものにあつては、組立方法、組立後の点検方法等を記載した組立要領が作成され、当該自転車を供給する組立業者や販売業者等に配布・徹底等がなされていること。

なお、この組立要領は、1台毎に添付されなくてもよい。

エ ア号の「完成車又はこれに近い状態」とは、ペダル、ハンドル、サドル、補助車輪(幼児車の場合)及びブレーキレバー(ワイヤー式)の取り付け又は位置調整を行えば消費者に渡せる状態のものをいう。従つて、例えば、7分組、5分組といわれるものは、「完成車又はこれに近い状態」には含まれない。

なお、消費者に渡すのに先立って、組立業者や販売業者等が一部の部品の取り付けや位置調整が必要な形で自転車を供給する場合には、組立業者、販売業者等に自転車技士又は自転車組立整備士が配置されている等、確実に取り付け及び調整等が行われるような体制整備等がなされていること。

オ 自転車技士記号又は自転車組立整備士記号とは、財団法人日本車両検査協会認定技術審査による自転車技士証又は自転車組立整備士証の登録番号をいう。

カ クラス18のリヤキャリヤが取り付けられているシティ車にあつては、以下のa.又はb.のいずれかの趣旨について、リヤキャリヤ又はその近傍(どろよけ等)の見やすい箇所に表示すること。

a. 幼児座席を取り付けることはできません。

b. 幼児座席を取り付ける場合には、必ず、自転車店等で「22kg以下用の幼児座席が取り付け可能である」旨の記載があるリヤキャリヤ(クラス25又は27)に交換してください。

キ リヤキャリヤが取り付けられていないシティ車にあつては、取り付けることができるリヤキャリヤについて表示すること。また、リヤキャリヤが取り付けられないシ

ティ車にあっては、その旨の表示をすること。

2.(2) 基準

ア 「身長、体重、股下寸法など」については、車種等に応じて商品の選択等に際して必要となる事項を記載することとし、また、その範囲や許容値を記載することが望ましい。

(3.(9)(a)についても同様とする。)

また、幼児座席付自転車にあっては、同乗できる幼児の年齢、体重及び身長の範囲についても記載すること。

イ クラス18のリヤキャリヤが取り付けられているシティ車にあっては、以下のa.又はb.のいずれかの趣旨を記載すること。

a) この自転車のリヤキャリヤには、幼児座席を取り付けることはできません。

b) この自転車に後形幼児座席を取り付ける場合には、必ず、自転車店等で「22kg以下用の幼児座席が取り付け可能である」旨の記載があるリヤキャリヤ（クラス25又は27）に交換してください』

ウ リヤキャリヤが取り付けられていないシティ車にあっては、取り付けることができるリヤキャリヤについて記載すること。また、リヤキャリヤが取り付けられない自転車にあっては、その旨を記載すること。

3.(2) 基準確認方法

「交通法規を守ること」とは、例示として次の各号が含まれており図示されていること。

ア 道路交通法上の制動装置、反射器材等の性能維持

イ 交通標識、信号

ウ 交差点の通行方法

エ 走行、横断方法

3.(7) 基準

ア 「積載する荷物の重さ」の記載は、その車種ごとの許容される積載質量を記載すること（標準装備されているリヤキャリヤの容量を超えない表示であること。）。

イ リヤキャリヤが取り付けられていない自転車にあっては、以下a.又はb.のいずれかの記載をすること。

a. この自転車にはリヤキャリヤが取り付けられないこと。

b. 取り付けることができるリヤキャリヤを指定(複数の指定可)することとし、そのリヤキャリヤの容量を超えない表示であること。

3.(9)(b) 基準

「はめ合わせ限界標識」については、図示することが望ましい。

3.(10) 基準

次の各号の事項が含まれていること。

ア 前・後ブレーキの使い方と注意

- イ 急ブレーキに関する注意
- ウ 下り坂、雨天時のブレーキのかけ方と注意

3.(12)基準

ア クイックリリースハブの適正な調整方法については、例えば下記のように具体的に説明すること。

- a. 右手でカムレバーを水平にして、調整ナットを左手の指先の力で右回しに一杯ねじ込む。
- b. 右手の手のひらでカムレバーを上方へ押す。

イ 「固定方法の確認」は、例えば、乗車前に図18のように車輪を浮かせて上から強くたたき、確実に固定されていることを確認するというように具体的に記載する。
また、乗車前に車輪の固定を確認すべき旨の表示がしてあること。

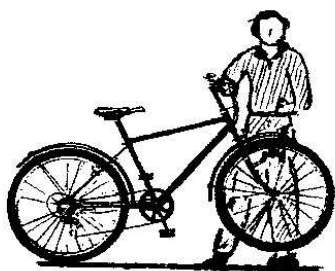


図18 車輪の固定方法の確認

3.(14) 駐車時の注意

次の各号の事項が含まれていること。

- ア 幼児を乗せたまま自転車のそばを離れないこと。
- イ 安定駐車に関する注意

3.(16)基準

折り畳み及び分割方法が図示されていることが望ましい。

3.(19)基準

ブレーキワイヤの交換時期としては、例えば下記のように具体的に記載すること。

なお、ブレーキブロック、タイヤなどの消耗品についても同様に記載すること。

- ア ワイヤのほつれがある場合
- イ ワイヤの錆が発生している場合
- ウ 2年間以上使用している場合

3.(26)基準

自転車に乗車する際には、自転車用ヘルメットを着用する旨記載することが望ましい。

別表 部品別試験項目一欄表

部品名称	JIS, V IAマーク の有 無	第三 者検 査機 関等 の成 績書	SG基準の安全 性品質要求項 又は当該JISに よる要求試験 項目	JIS 部品 規格	備考
フレーム			SG6. (1)/(2), 6. (3), 6. (4)	○	
シートポスト			SG18.	○	
ハンドル			SG4. (1)～(7)	○	
にぎり			SG4. (8)～(9)	○	
前ブレーキ			強度、材質*	○	
後ブレーキ			強度、材質*	○	
ギヤクランク			SG15.	○	
ペダル			SG14.	○	
歯付きベルト			SG16.	○	
フリーホイール/ 小ギア			強度、硬さ、 8. 1g)	○	
ハブ			強度、硬さ、 性能i)	○	
スポーク			強度	○	
リム			強度	○	
ディレーラ			強度	○	
サドル			SG17.	○	
サイドリフレクタ			SG23.	○	
フロントリフレクタ			SG23.	○	
リアリフレクタ			SG23.	○	
リアキャリア			強度	○	(質量クラス表示があれば不要)
前照灯/尾 灯			SG22.	○	
タイヤ			性能(走行耐久 性除く)	○	
タイヤチューブ			性能(走行耐久 性除く)	○	

別紙 幼児 2 人同乗用自転車の規定

幼児 2 人同乗用自転車の規定については、自転車にかかる業務委託検査機関(海外を含む。)又は工業標準化法に基づき登録された自転車分野の認証機関若しくは試験事業者が発行した証明書(同一工場で生産された同一構造にかかる発行後 4 年以内のもの)が添付され、その内容が適正と判断される場合には、当該試験を省略することができる。

[安全性品質]

6. フレームの強度

- (1) 三輪又は四輪の自転車**でb)**による試験の実施が困難な場合に選択する**c)**又は**d)**の試験については、原則申請者が選択できるものとするが、当該自転車の形状等を考慮し、適切に試験できる方法を選択するものとする。

別紙 電動アシスト自転車の規定

2-1. (1)(4) 基準

駆動補助装置及び周辺装置の構成、駆動補助装置制御部及び駆動部の位置を記載した書類により確認する。これには周辺装置と駆動補助装置の間及び駆動装置内での力の伝達及び電力の流れ並びに信号の流れも記載する。

なお、周辺装置とは、制御部に信号を伝える装置並びに駆動部及び検出部に力を伝達するものを含む。

また、駆動補助装置に異常・故障が生じた場合への備えとして、想定される問題と、それら不具合への対応・対策を記載した書類で確認する。

2-1. (2)(3) 基準

改造できない構造を証するために、駆動補助装置の改造防止措置として、想定される改造の項目、対応・対策の手段等を記載した書類により確認する。

改造防止措置の対象は、次の4項目とする。

- ① 道路交通法施行規則に規定する駆動補助比率を超えて、駆動補助比率を増加させるための改造
- ② 道路交通法施行規則に規定する速度範囲を超えて、高速域まで駆動補助させるための改造
- ③ 人力によらず自走させるための改造
- ④ その他、急峻な発進など、走行の安全を損なう改造

25. (1) 基準確認方法

駆動補助装置の駆動部のハウジングなどがフレームの一部を兼ねる場合、フレーム相当の治具又はフレームに当該部分を取り付け、片側のペダル軸中央に下向き1,400Nの力を右左で交互に75,000回（左右合わせて150,000回）又は右に75,000回次に左75,000回合わせて150,000回負荷した後、各部に破損、著しい変形又はゆがみが生じないこと。

25. (4) 基準確認方法

充電器と組電池又は車両と組電池との関係における安全性対応を記載した書類により確認する。